

貸借対照表

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	51,168,204	流 動 負 債	48,562,599
現金及び預金	2,260,285	短期借入金	100,000
顧客区分管理信託	39,072,100	外国為替取引預り証拠金	47,918,260
外国為替取引顧客差金	7,556,502	未払金	124,502
外国為替取引差入証拠金	1,274,872	未払費用	187,364
外国為替取引自己取引差金	368,850	未払法人税等	183,928
貯蔵品	8,489	賞与引当金	27,186
前払費用	76,323	その他	21,356
繰延税金資産	26,744	負 債 合 計	48,562,599
短期貸付金	500,000		
未収入金	19,889		
その他	4,147		
固 定 資 産	2,230,663		
有 形 固 定 資 産	193,412		
建物	52,229		
工具器具及び備品	104,835		
建設仮勘定	36,347		
無 形 固 定 資 産	1,834,112		
ソフトウェア	1,121,825		
ソフトウェア仮勘定	695,420		
その他	16,866		
投資その他の資産	203,138		
長期前払費用	25,123		
差入敷金保証金	171,253		
繰延税金資産	6,761		
その他	297		
貸倒引当金	△297		
資 産 合 計	53,398,868		
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	4,836,268
		資 本 金	1,319,650
		資 本 剰 余 金	300,000
		資 本 準 備 金	300,000
		利 益 剰 余 金	3,216,618
		利 益 準 備 金	24,273
		その他利益剰余金	3,192,345
		繰越利益剰余金	3,192,345
		純 資 産 合 計	4,836,268
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	53,398,868

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料	3,922	
外国為替取引損益	3,103,414	
その他収益	84,567	3,191,905
営業費用		
販売費及び一般管理費		2,721,212
営業利益		470,692
営業外収益		
受取利息	1,724	
保険配当金	697	
貸倒引当金戻入額	167	2,588
営業外費用		
支払利息	2,605	2,605
経常利益		470,675
特別損失		
固定資産除却損	21,754	21,754
税引前当期純利益		448,921
法人税、住民税及び事業税	204,562	
法人税等調整額	△15,571	188,990
当期純利益		259,930

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,319,650	300,000	300,000	23,829	2,937,301	2,961,130	4,580,780	4,580,780
当期変動額								
剰余金の配当				444	△4,886	△4,442	△4,442	△4,442
当期純利益					259,930	259,930	259,930	259,930
当期変動額合計				444	255,043	255,487	255,487	255,487
当期末残高	1,319,650	300,000	300,000	24,273	3,192,345	3,216,618	4,836,268	4,836,268

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年 4 月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を、採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3 年～18 年
----	----------

工具器具及び備品	4 年～20 年
----------	----------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、償却年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権
等特定の債権については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上して
おります。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上
しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外消費税額等は、固定資産に係るものは「長期前払費用」に計上し、5 年で均等償却
を行っており、当事業年度の費用に係るものは「販売費及び一般管理費」で処理しております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

金融機関との取引により発生する現在および将来負担する債務の担保として、当該金融機関へ定期預金500,000千円を差し入れており、また、顧客区分管理信託契約の解約又は終了時の信託財産から顧客区分管理必要額等控除後に残余財産が発生する場合、その残余財産に係る劣後第二受益権(受益権者は当社)に対して当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	472,691千円
建物	69,720千円
工具器具及び備品	402,970千円

3. 当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	4,000,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	3,900,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加	減少	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	19,315	—	—	19,315

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,442	230	平成23年3月31日	平成23年6月24日

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,075	1,350	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法第2条第22項に規程の店頭デリバティブ取引の一部である「外国為替証拠金取引」を顧客向けに提供しておりますが、社内規程により、これに伴う「市場リスクは持たない」こととしており、対顧客業務により生ずる為替ポジションについては、市場でのカバー取引を行っております。カバー取引は、原則バックツアックで行うこととしており、カバー取引先には市場急変時でも取引の執行流動性を確保するため、多数の金融機関を確保しております。また、当社は、プライムブローカー制度を採用しており、プライムブローカーに金融機関とのギャランティ・ファシリティ契約に基づく保証状を差入れております。このため、カウンターパーティーとの間のカバー取引に必要な差入保証金の大部分は、当該保証状によって代用されるため、「全額信託」にも拘わらず、自己資金や銀行借入に依存することなくカバー取引を行うことができます。ただし、市場環境の急変等による「不測の資金不足」リスクへのバックアップとして、当社は、取引銀行3行と当座借越契約を結んでおり、万一の運転資金不足にも対応できる借入枠を確保しております。

また、資金運用については、短期的な預金等安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産および負債は、主として外国為替証拠金取引に関する「顧客区分管理信託(顧客区分管理必要額)」、「外国為替取引預り証拠金(顧客から預託された証拠金)」、「デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務(評価損益)」等であり、先渡取引の契約不履行に係る信用リスク、為替ポジションを構成することによる為替リスクおよび相場変動時の流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。このため信用リスク(取引先リスク)および市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額および基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」(平成19年金融庁告示第59号)に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。

リスク相当額については、社内規程において市場リスクについての限度枠を設定しているほか、経理部は毎営業日リスク相当額を算出し、これらが限度枠内に収まっていることを管理部門担当取締役에게報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役会に報告することにより管理を行っております。

一方、資金調達に係る流動性リスクについては、毎営業日の口座清算価値および顧客区分管理信託の元本追加・解約の状況を管理部門担当取締役에게報告するとともに、毎月末の口座清算価値等の状況を取締役会に報告することにより管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,260,285	2,260,285	—
(2) 顧客区分管理信託	39,072,100	39,072,100	—
(3) 外国為替取引差入証拠金	1,274,872	1,274,872	—
(4) 短期貸付金	500,000	500,000	—
資産計	43,107,257	43,107,257	—
(1) 短期借入金（*1）	(100,000)	(100,000)	—
(2) 外国為替取引預り証拠金	(47,918,260)	(47,918,260)	—
負債計	(48,018,260)	(48,018,260)	—
デリバティブ取引（*2） ① ヘッジ会計が適用されていないもの	7,925,353	7,925,353	—

（*1）負債に計上されているため、（ ）で示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、貸借対照表へは、外国為替取引顧客差金（資産勘定）に正味の債権 7,556,502 千円を、外国為替取引自己取引差金（資産勘定）に正味の債権 368,850 千円を計上しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 顧客区分管理信託

顧客区分管理信託は、信託財産の構成物がすべて短期間の預金等で運用されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 外国為替取引差入証拠金

外国為替取引差入証拠金は、当社の要求で引出可能であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期貸付金

短期貸付金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 外国為替取引預り証拠金

外国為替取引預り証拠金は、顧客の要求により返済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの事業年度末における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価および評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	為替予約取引			
	売建	301,779,678	307,145,149	5,365,470
	買建	208,623,884	210,814,916	2,191,031
	合計	—	—	7,556,502
	カウンターパーティーとの取引			
	売建	198,758,173	197,431,518	△1,326,655
買建	291,933,233	293,628,740	1,695,506	
合計	—	—	368,850	

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

(1) 流動資産

未払事業税	13,745千円
賞与引当金	10,333千円
一括償却資産償却額	735千円
その他	1,929千円
繰延税金資産(流動)合計	26,744千円

(2) 固定資産

減損損失(ソフトウェア)	5,403千円
一括償却資産償却額	396千円
その他	961千円
繰延税金資産(固定)合計	6,761千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
法人住民税均等割	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5
その他	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>42.1</u>

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は2,388千円減少し、法人税等調整額は2,388千円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者の取引

重要性が乏しい為、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

セントラル短資株式会社 非上場

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	250,389円27銭
1株当たり当期純利益	13,457円43銭

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 18 日

セントラル短資 FX 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白川 芳樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、セントラル短資 FX 株式会社の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 11 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 11 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、各部署において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第 100 条第 1 項および第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成 24 年 5 月 25 日

セントラル短資 F X 株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 時 高 ㊟

監査役 田 村 浩 三 ㊟

監査役 倉 都 康 行 ㊟

(注) 監査役田村浩三および監査役倉都康行は、会社法第 2 条第 16 号および第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。